

◎新潟県告示第1498号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び十日町地域振興局において縦覧に供する。

平成24年12月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

麻畑急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱13号と1号を結んだ線に囲まれた区域

十日町市

字三ノ沢	丙784番	1号
字三ノ沢	丙782番	2号
字平林	丙774番1	3号
字平林	丙772番	4号
字平林	丙771番	5号
	丙309番9	6号
	丙309番1	7号
	丙317番2	8号
	丙289番	9号
	丙270番	10号
	丙337番1	11号及び12号
	丙345番1	13号